

会議議事録

2018年9月5日

宮田村役場建設課

会議 タイトル	第7回 宮田村景観審議会
内容	<p>1. 開会</p> <p>2. 会長あいさつ</p> <p>3. 報告事項 (1) 景観計画の運用状況 (2) 特別協議事項について</p> <p>4. 協議事項 (1) 景観計画の実践のための今後の方策について</p> <p>5. その他</p> <p>6. 閉会</p>
日時	2018年8月20日（月） 午後3時00分から午後5時00分まで
開催場所	宮田村役場第4会議室
出席者 (敬称略)	<p>委 員：浦野宗明、太田保、須永次郎、保科茂雄、北林明 中沢倫明、天野早人、三浦典子、矢田典和</p> <p>進 行：平澤敦士（宮田村役場建設課長）</p> <p>書 記：三沢健吾（宮田村役場建設課建設係）</p> <p>説明者</p> <p>報告事項（1）：三沢健吾（宮田村役場建設課建設係） （2）：平澤敦士（宮田村役場建設課長）、三沢健吾（宮田村役場建設課建設係）</p> <p>協議事項（1）：三沢健吾（宮田村役場建設課建設係）</p>
欠席者 (敬称略)	伊藤恵三、竹平考輝、田中千穂、吉澤小百合、小田切隆幸
議事 (敬称略)	<p>1. 開会</p> <p>（事務局：平澤建設課長）</p> <p>第7回の景観審議会を開催したところ、ご多用中にもかかわらず、多くの委員の皆様にお集まりいただきありがとうございます。</p> <p>宮田村の景観計画が平成29年の4月から施行になってから、1年半程経っています。景観計画が施行にはなったもののなかなか目に見えたような実践活動に入っていないというところもありますが、昨年から少しずつ街中の関係や西山山麓の関係のところ着手した部分がありますのでそれらを引き続き進めていきたい。また、新たな景観計画にのっとり景観形成の為の取組も今後考えていかなければいけない中で、本日は皆さんからご意見等をいただきながら進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願ひします。</p>

2. 会長あいさつ

(浦野会長)

皆さんこんにちは。それぞれのお仕事がお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日は事前にお送りしました資料に基づきまして、審議をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。また、内容はいろいろありますが慎重な審議をお願いし、かつ、スピーディーに進めていきたいと思っておりますのでご協力をよろしくお願いいたします。

それでは報告事項に入る前に事務局より確認事項をお願いします。

(事務局：三沢)

事務局から出席確認と資料確認をさせていただきます。

本日出席は委員総数14名の内、8名となります。

宮田村景観条例第36条第2項により、過半数の委員の方が出席されていますので会議が成立したことをご報告いたします。

続きまして、資料の確認をお願いいたします。

先に事前配布の資料について確認させていただきます。

(資料1) 景観計画の運用状況

(資料2) 景観計画区域内行為適合における付帯条件に関する協議確認事項

(資料3) 地区説明会用資料

(資料4) 第4回景観審議会用資料

(資料5) H30.5.17 三者協議用資料

(資料6) H30.5.28 二者協議用資料

(資料7) 景観計画の実践として取り組む事項とその目標年次

(資料8) H30年度 施工予定一覧

(資料番号無し) 第6回景観審議会議事録(確定版)

以上の資料に不足はありますか。

続きまして、当日配布としてあります資料が3部ありますので、ご確認をお願いいたします。

(当日資料) 審議案件フロー

(当日資料) 審議案件フロー(案)

(当日資料) (仮称) 都市計画道路 伊駒アルプスロード環境影響評価準備書に対する宮田村長の意見

以上の資料についても不足はありますか。

ありがとうございます。確認事項については以上です。

(浦野会長)

それでは議事録署名人について、中沢委員と天野委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは3. 報告事項に入ります。(1) 景観計画の運用状況について事務局よりお願いします。

3. 報告事項

(1) 景観計画の運用状況について

(事務局：三沢)

それでは景観計画の運用状況について報告させていただきます。

(資料1)をご用意ください。

【資料1に基づいて景観計画の運用状況について報告】

(浦野会長)

ただ今の内容につきまして、質問ご意見ございますか。

(浦野会長)

無いようですので、(2) 特別協議事項について事務局よりお願いします。

(事務局：三沢)

特別協議事項につきまして、ご報告させていただきます。

(資料2) から (資料6) となりますので、そちらをご用意下さい。

【資料2～資料6に基づき特別協議事項について報告】

(浦野会長)

それでは、ただ今の内容について質問ご意見ございますか。

(矢田委員)

今お話しされた内容ではないですが、さっき結論付けた、以下の結果をもって協議を終了としましたとありますが、確認してそれ以後どうするか、村としてどう考えているのかというのを、今日の審議会に諮るという意味合いで特別協議の内容を説明していただいたと、そのように理解してよろしいのでしょうか。

(浦野会長)

事務局どうぞ。

(平澤建設課長)

分かりにくい部分もあったかと思います。内容的には今のような協議を進めてきたということであります。いろいろな協議を進めてくる中で、図面資料3～6までの間に大分いろいろ状況が変わってくるのが絵の中でも見えると思います。特に外構関係はこちらとの協議の中でそういう配慮をしましよと、設計者及び事業者側の日発にも配慮をしていただきました。

最終的に課題として残ったのが、外壁についての色をどうするかということです。先程説明にありましたように、アドバイザーと村との中での提案を、事業者側へ伝えるのが遅れてしまった影響もありまして、ずれ込んでいったわけであります。最終的に工事の進捗状況で7月中に色の決定をしなければならなかった中、6月29日に部会を開催しまして、その部会においてこれまでの経過を説明しながら、最終的なご判断を部会でしていただきました。事業者側の意向であります企業のイメージカラーまた、製品のイメージカラーを尊重したいということ部会としてもやむを得ないだろうということでした。以前の審議会で、この案件については部会で検討し、その結果・報告を

審議会で行い、最終的な了承を得るという形になっておりましたので、今の内容で審議会としてご了承をいただきたいということでもあります。

(矢田委員)

そういうことであれば、確認事項についての経過をしっかりと記していただければよかったですと思いますし、結果的にやむを得ないというのは一般論で分かりますが、協議フローの部分でいくと、要は指導をするようになりますが、指導方法ではなく事前でオーケーだとう方向にもっていくのか、その点はどうでしょう。

(事務局：三沢)

協議フローの話が出ましたので、先に当日配布資料について説明をさせていただきます。

【(当日資料) 審議案件フロー及び審議案件フロー (案) に基づき説明】

(矢田委員)

そういうことではなく、この案件については特別協議ということで出てきた話ではあるが、資料2の2ページを見ると協議を終了しましたとある。事前協議が決裂したということなのか、ということが聞きたかった。もう一つは不適合の場合指導にあたるのか、あたらぬのか。その前に先程やむを得ないとあったが、やむを得ないとし適合とすることをこの審議会にかけるのか、かけないのかということが聞きたかった。

(平澤建設課長)

今回の案件に関し、高さ部分につきましては機能上やむを得ない場合とし、適合とすることを過去の審議会でご覧に確認いただいております。ただ、かなり大きな建物でありますので、詳細等その他の部分、配慮していただけるよう協議をしていくという条件付きでの適合となっております。

これが、協議に全く応じないということであれば別ですが、協議をする中で合意にいたったもの、合意にいたらなかったものがあり、その中で合意にいたらなかったものが外壁の色彩であったということです。

建物の色彩につきましても、大きさは基準を超えていますが、色彩は基準内、推奨値の中にも納まっている色です。ただ、建物が大きいので周りに与える影響等をアドバイザーからアドバイスをいただき協議をしたということになります。それに対し、企業側として最終的に、先程の話どおり企業のイメージカラー、製品のイメージを考えた際の色となった。その中で部会として協議をし、基準内に入っている色ということであればよいのではないかという、最終的な部会としての結論に達したわけでありまして。それを、本日委員の皆さんに報告をして、ご承認を頂ければということでもあります。

(矢田委員)

初めからそのように説明していただければ分かりましたが、もう一つ足りないと思うのは、確認事項にその旨を明文化してほしかった。景観条例9条によると景観形成基準に適合するようにしなければいけない。ただし村長が認める場合はこの限りでないとする。今

回の案件は一つの前例となりますので、高さはこういう条件で良しとした、付帯条件とした部分についても判断の理由が分かるようにし、それをもって総合的にこの案件は適合とするというように纏めていただかないと、最終的な確認事項だけでは人によってとらえ方が分からない部分があると思います。一つの前例ですのできっちりとし、条件を守っている人もいる訳ですから、協議の経過や、なぜ高さが基準以上なのに適合となっているのか、特別協議として協議をし、その協議の結果どうなったというものの必要ではないかと思えます。

(浦野会長)

今後の資料として、屋根の形状を変えたりとういった部分についても文字として残した方が次の時にもいいと思います。文書として残すことは問題ではないですね。

(平澤建設課長)

問題ないです。

(矢田委員)

残さないほうが問題。経過が分からなくなる。

(浦野会長)

資料2、2ページのプロセスに問題があったというのは、事務手続き的に問題があったというのを改善できるように協議フローを変えたいというのが今回の提案ですね。時間がないので協議を終了というようにも読み取れてしまう。

(矢田委員)

その部分については口頭での説明でよいと思うが、今回の案件の結論として、高さ基準を超えながら適合となった経過、特別協議の最終的な結論及び経過など、細かい部分は残さなくても良いので、今後のことも踏まえ、類似案件の際は今回案件の資料を示さなくてはならない場合もあるので、そういった部分をカバーできるようにしておいたほうが良いと思います。

(千頭景観アドバイザー)

最終的には6月29日の部会である種の結論を出されたと思いますが、その議事録を付けるのが一番だと思います。部会としてどう結論付けたかということを中心に文書でつけておいた方がいいのではないかと思います。

(平澤建設課長)

部会の議事録は当然ありますが、本日の資料として出しておらず申し訳ありません。それから、今言われた確認事項というのが、最後に残った部分だけを書いてあるので、前段の適合となるまでの高さ等の根拠となる部分がこの中にはありませんので、そういったものも含めて一連の中で最終的な確認ができるような内容とさせていただければと思います。

(佐々木景観アドバイザー)

いくつかお願いしたいことがあります。

まず、部会の議事録を審議会の議事録と同じように、部会メンバーに確認してもらった上での最終的な議事録として作成いただくよう至急お願いしたい。

部会での最終的な判断に対し、村が正式にどういった判断をするかというのは別途作成するという意見が出たと思います。それに該当するのが資料2の2ページかと思われませんが、これには日付も主体もなく、誰がいつどういった目的で作った資料かが分からないので、これが最終的に部会の議論を受けて、村・担当課の建設課が結論として出したものであるならば、そのことが分かるような、経緯の付記、日付、主体、結論が備わった資料として修正していただきたいと思います。

それから、先程の課長の説明の中で、色彩について元々推奨値の中には入っているから適合しているというような説明がございましたが、これも部会での議論にあったと思いますが、基準値・推奨値というのは高さ等の基準を守っている範囲の中で想定されている基準値・推奨値ですので、それを越えているものについても、一般の基準値を守っているからそれでいいとはならないのではないかと、という議論があったかと思えます。ですので、色は推奨値に入っているから適合という判断の論理にはならなかったと理解していますので、そこは再度確認していただければと思います。以上大きく分けて2点です。

最終的な建設課としての結論の資料をもう一度確認してお書きいただくのと、部会の正式な記録としての議事録の作成をお願いします。

もう一度言うならば、部会での結論を最終的に審議会にかけて審議会で協議・承認してもらうことではないかと私は理解しているので、報告事項として報告になってしまっていることについても非常に違和感を覚えますので、事後的な形にはなりますが審議会が部会の意見を踏まえた最終的な結論を、審議するという位置づけになるのかなと思います。

(保科委員)

審議会の構成メンバーには委員、アドバイザー、事務局があります。協議として方向を決めて行くのは委員だと思います。アドバイザーと審議委員の役割をはっきりしておく必要があると思います。アドバイザーは助言を求められた時に意見を述べ、それを聞いた上で委員が審議するということではないでしょうか。この辺りの位置づけを明確にして進めたら如何でしょうか。

(佐々木アドバイザー)

保科さんのおっしゃるとおりで、アドバイザーとして色はどうしたらいいんじゃないか、という事をずっとやり取りをしてきましたので、その経緯を踏まえて最後こうなったということについては、審議会の皆さんに決定していただくことであると思います。

(須永委員)

今回の件で一番違和感があったのは、高さの根拠というのが結局ブラックボックスで、審議会で確認しましたとあるが、この中で機械の高さや建設の際の足場等具体的に部会な

りで現実的にその高さが必要なのかチェックする必要があるのですが、それが一切されてこなかったということ。もう一つは、最終的な外壁は基準値の中に入っているという事で示されてきたが、屋根の色に関しては基準を満たしていないが合意となった部分については、守っている人との整合性が取れなくなるので、線引きをする必要があると思う。今回の件に関して一つの前例になってしまうことから文書化する等の対応は必要だと思う。

(浦野会長)

いくつか意見が出ましたが、最初に部会の議事録の件、村の最終的な結論についてお願いします。

(平澤建設課長)

部会の議事録については内部で作成したものに留まっておりますのでアドバイザー及び発言者の方に確認を取り、整えていきたいと思えます。

また、部会での判断を受け、事業者へは付帯条件についての協議を終了する旨話をしてあります。それは先程も言いましたが、7月末で色の決定をしないと工事の工程上進まないという中で、審議会へは事後報告という形にはなりますが、承認をいただくということで、結果をお伝えしてあるという形になります。

それからもう一点、最初の高さがこれでいいかどうかという、判断についてですが、そのことについては、第1回部会の中で図面を見せていただきました。須永委員のおっしゃった機械の部分ですとか、製造工程の部分については機密事項にあたるので、図面をお渡しすることはできないが、部会の場では図面を確認させていただき同時に高さについて機能上必要である説明を受けた。それを受け部会の場で機能上やむを得ないという判断となったと記憶しております。

(浦野会長)

部会の結論と審議会に対し報告ではなく、審議事項ではという件についてはどうでしょう。

(矢田委員)

景観条例第9条で、今回の案件は高さで適合とはならないが、村長が認める場合はこの限りでないという部分で、村の活性化や産業振興のためやむを得ないということで一致した。やむを得ないという村長の判断となる訳だが、その旨を文書にし、その決定で良いかという事を審議会へ諮るのが本来であると思う。今回の件、高さについては審議会の能力を超えており、それについては村長が判断をする。それが前例となるので、きちんと文書化して審議会に諮るという事をしてほしいと過去の審議会でも述べた。

結果として、審議会での協議事項とはなっていないように感じる。今からでも遅くないので資料として作成したほうが良い。適合する際の資料と同様に、特別協議に関しても文書化は当然必要になると思う。

(浦野委員長)

具体的に資料を残しておけば委員が変わった時も役に立つと思うので、事務局お願いし

ます。また、特別審議と一般の受付は一緒でしょうか。

(平澤建設課長)

そこの定めはないです。

(浦野会長)

事務局としても審議会としても慣れていなかった。事務上の日程に無理があるのならば、特別協議の場合は受付を早めるとういったようなことを審議会にかけて変更した方がよいと思います。この案件について実務上は実際どうでしたか。

(平澤建設課長)

先程の審議案件協議フロー（案）の中でも話にありましたが、

【(当日資料) 審議案件協議フロー（案）に基づいて説明】

届け出が出てきてからではなく、案件を把握した段階で事前協議をもち、早い段階で調整をして進めていくことが必要であると感じました。法律で定められた日数を確保するのは当然ですが、協議をスムーズに進めるために明記された以外の、運用の部分で定めていくことにも必要性を感じました。

(藤倉景観アドバイザー)

基本的に大規模行為の時点で条例上は事前協議が前提であるので、その段階で事前に届け出行為に行く前に対応をしておかなければいけなかったと思う。届け出行為受理後の対応となっているため、話がややこしくなってしまった。

反省点は反省点で考え、適合及び協議の経過については別にして、あった事実のみを淡々と記していくというような形にする。部会で合意形成を図り、その結果をもって審議会への協議事項とし、アドバイザーではなく審議委員に了承をいただくというかたちになるのが正式ではないか。

(天野委員)

制度に欠陥があるのか運用がおかしいのかが整理できていないので、そこを整理して村としての見解をまとめてもらわないと、他の制度を守っている人と比べた時に説明ができない。説明ができればよいと思うので、きちんと整理して、運用に問題があったのであれば内規を整えていただき、二度とこのようなことがないようにしていただきたい。

(浦野会長)

資料2の冒頭の文章は全体的に見直してもらったほうがよいと思います。

(藤倉景観アドバイザー)

今回の経過・決定を記すのが一つ。制度運用上の課題のような形で、このように運用の変更を検討しましたと、今回の案件と明記しなくても良いので、大規模な案件に対しての制度の検討というようにしてはどうか。

(浦野会長)

事務局いかがでしょうか。

(平澤建設課長)

本協議の事実は事実として時系列で記録の整理をし、今後の運用事項の改善点等はこの案件を踏まえたうえで別途整理していきたい。

(浦野会長)

いずれにしましても、次の案件が出てくると思いますので、具体的に審議ができるように整理をしてもらいたいと思います。フローの日程部分についても練り直してもらった方がいいと思います。

資料6までについてはよろしいですかね。

(佐々木景観アドバイザー)

再度作り直した資料についての扱いはどうなりますか。

(浦野会長)

今回の件は適合ということは決まっているので、ということでよいですね。

(中沢委員)

一年前から協議している案件ですので、伸ばしすぎては事業者にご迷惑になるのでは。

(矢田委員)

適合の部分は良い。ただ、そのプロセスについての資料を次回の審議会で良いので提出を。

(浦野会長)

では、次回の審議会に資料の提出を。

(中沢委員)

実際の生活視点での眺望点からの資料があるとよいが。

(藤倉景観アドバイザー)

過去に指定した視点場からの資料をいただいています。

(浦野会長)

それでは、次に進めたいと思います。

景観計画のための今後の方策について、事務局よりお願いします。

4. 協議事項

(事務局：三沢)

それでは、景観計画の実践のための今後の方策について報告いたします。

【資料7に基づき説明】

(浦野会長)

ただ今の説明につきまして質問意見ありますでしょうか。

(佐々木景観アドバイザー)

少し確認させていただきたいのですが、火の見櫓の部分についてですが、こちらは以前には保全と活用と書いてあったがそこから活用を消したということでしょうか。

(事務局：三沢)

消したわけではなく、現在実施できるものとして保全であるという意味です。

(佐々木景観アドバイザー)

では、備考の部分の記述については変わっていないということよろしいでしょうか。

(事務局：三沢)

そちらについては新たに追記した部分になります。

(浦野会長)

他にございますか。

(北林委員)

④町・市街地区域において案内表示の設置について予定はありますか。

(浦野会長)

事務局お願いします。

(事務局：三沢)

現段階では予定がありませんので、今後検討させていただきたいと思います。

(浦野会長)

他にございますでしょうか。他にはないようですので、5.その他についてお願いします。それと先程の協議案件フロー（案）についての説明はよろしいですか。

(城倉建設係長)

【(当日資料) 協議案件フロー（案）に基づき説明】

再度作成したものを、次回の審議会の提出し皆様に確認していただきたいと考えております。

(浦野会長)

では次回の審議会までに作成をお願いします。

(矢田委員)

事前相談を加えるということでしょうか。

(事務局：三沢)

事前相談自体は元からありますが、位置づけを上げどのような案件に対しても行うようにし、事務が後手に回らないようにと考えています。

(浦野会長)

それでは、次その他で資料8について事務局お願いします。

5. その他

(事務局：三沢)

それでは資料8をご用意下さい。

【資料8に基づいて説明】

(浦野会長)

今の説明について質問意見ございますか。

(佐々木景観アドバイザー)

文化会館屋根の塗装がありますが、未定とありますのでもし時間に余裕があるのであれ

	<p>ば、今回の特別協議でもありましたが、推奨値でやるのがよいのかどうなのかといったケースの検討に使用できるのではないかと。また、施工がまだの部分についてはできるだけそういった検討の材料に利用できるようにしてほしい。</p> <p>(事務局：三沢)</p> <p>今お話のありました件については、施工が決まり次第連絡をいただくように話してありますので、協議をしていきたいと思えます。</p> <p>(佐々木景観アドバイザー)</p> <p>外壁の塗料の変更ではそう金額は変わらないと思えますので、教育委員会からの連絡を待たずに、建設課から積極的に話をしても良いと思えます。</p> <p>(事務局：三沢)</p> <p>そのようにしたいと思えます。</p> <p>(平澤建設課長)</p> <p>西山山麓地域に入る建物になりますので、そういった部分も踏まえアドバイス等いただきながら進めていきたいと思えます。</p> <p>(浦野会長)</p> <p>各課単独で話が進んでしまわないように、課長会議等利用していただければと思えます。</p> <p>他にございますか。</p> <p>(太田委員)</p> <p>文化会館には、大切な資料もありますので是非お願いします。</p> <p>(浦野会長)</p> <p>他にございますか。</p> <p>(平澤建設課長)</p> <p>その他としまして、当日配布資料の伊駒アルプスロード環境影響評価準備書に対する宮田村長の意見について報告と現状の報告をさせていただきたいと思えます。</p> <p>【(当日資料) (仮称) 都市計画道路 伊駒アルプスロード環境影響評価準備書に対する宮田村長の意見に基づいて説明】</p> <p>皆様に議論をしていただいた内容が、事業に反映されるように働きかけをしていきたいと思えます。今後情報が入りましたら随時情報提供をさせていただきます。</p> <p>(浦野会長)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>6. 閉会</p> <p>以上で本日の協議を終了いたします。ご協力ありがとうございました。</p> <p>【閉会】</p>
資料	<p>配布資料</p> <p>(資料1) 景観計画の運用状況</p> <p>(資料2) 景観計画区域内行為適合における付帯条件に関する協議確認事項</p>

<p>(資料3) 地区説明会用資料</p> <p>(資料4) 第4回景観審議会用資料</p> <p>(資料5) H30.5.17 三者協議用資料</p> <p>(資料6) H30.5.28 二者協議用資料</p> <p>(資料7) 景観計画の実践として取り組む事項とその目標年次</p> <p>(資料8) H30年度 施工予定一覧</p> <p>(資料番号無し) 第6回景観審議会議事録(確定版)</p> <p>(当日資料) 審議案件フロー</p> <p>(当日資料) 審議案件フロー(案)</p> <p>(当日資料) (仮称)都市計画道路 伊駒アルプスロード環境影響評価準備書に対する宮田村長の意見</p>
--